

2027 年横浜国際園芸博覧会における建築基準法第 85 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく 仮設興行場等の許可基準の策定に関する意見公募結果について

横浜市では、2027年横浜国際園芸博覧会における建築基準法第85条第6項及び第7項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準の策定に関する意見公募を行いました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力くださいますようお願い申し上げます。

1 意見公募の概要

(1) 意見公募の期間

令和 5 年 12 月 20 日（水）から令和 6 年 1 月 19 日（金）

(2) 意見の提出方法

郵送、持参、ファックス及び電子メール

(3) 市民意見募集の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、建築局建築企画課で資料を配布、配架

(4) 提出された意見数

1 名の方から、ご意見をいただきました。

2 ご意見と本市の考え方

いただいたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。

ご意見	本市の考え方
① 22 条、23 条に関して緩和措置がなく、かつ 500 m ² を超える場合 仮設テント構造物において、リサイクルで使用するテント膜は防火仕様で不燃ではありません。テント膜を不燃材とした場合は新規に製造する必要があり、使用后廃棄となります。2027 国際園芸博覧会では、環境に配慮した循環型の「Green サーキュラー建築」が求められており、博覧会終了後のリユース、リサイクルを考慮したものとする、との趣旨に相反するものとなってしまいます。ま	・建築基準法第 22 条の適用については、存続期間が 3 か月を超えるもの及び火気使用の場合に適用されます。同法第 23 条は存続期間が 3 か月を超えるものに適用されま す。 ・横浜市全域を建築基準法第 22 条の区域として指定しています。現在、公表し運用している「建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の許可基準」において、安全上の観点から火災時に燃え抜け等

た木造に関しても同様に、素材を生かしたパビリオンにはならず防火壁の構成とする必要が生じ、リサイクルが難しくなります。

その為、22条、23条の緩和措置の規定についてご検討いただきたいと考えます。

22条及び23条に適合していることを要求される場合

② 詳細の規定となりますが、基礎構造をリサイクルの観点から地盤との接地面に鉄板を使用することを認めていただくことを要望します。また、リユース、リサイクルを考慮して仮設の鉄板を使用することを考慮し、ミルシートの提出を求めないことをご検討いただきたいと考えます。リユース、リサイクルで活用する仮設テント構造についても、アルミ部材、接合部の鋼材に関してミルシートの提出はできないため、同様の措置をご検討いただきたいと考えます。鉄板と地盤面の摩擦抵抗の許容値もあらかじめご提示くださることをご検討いただきたいと考えます。

③ より正確な見積もり提出のため、構造計算検証時の荷重に関して低減措置を考慮していただけるのか否かについて、事前に情報共有していただくことをご検討いただきたいと考えます。

を防止する必要があることから同条を適用しており、当該許可基準と同様に法第22条を適用することをご理解ください。

- 建築基準法施行令第38条第4項のとおり、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全である事が確かめられた場合においては、基礎の構造について同条第3項を適用しないことができます。
- 完了検査は適用される法令の適合確認をするものです。適合確認にあつて、ミルシートの提出が困難な場合にはその他の書類により確認することとなります。
- 摩擦抵抗力の値については、学会等の基規準に従ってください。具体的な数値が提示されていない場合は、実験による数値として下さい。
- 原則として建築基準法に定められた荷重及び外力として下さい。ただし、設計の方針により安全の確認に別の基規準を用いる場合は、別途個別判断といたします。

なお、脱炭素社会の実現に向けた建築基準法令の改正が行われていることを踏まえ、改めて法第85条第6項及び第7項の許可基準の見直しを進めています。本許可基準については、施行することなく改めて意見公募を実施する予定です。